

### Ⅲ 指定の変更・廃止等について

#### 2 変更指定申請

以下のサービスについて、**利用定員を増やしてサービス量・支援量を増加させる場合、又は入所定員を増加させる場合は変更指定申請が必要となります。**(利用定員・入所定員を減少させる場合は変更届出が必要となります。)

障害者総合支援法に基づくサービス : 生活介護、就労継続支援A型、就労継続支援B型

児童福祉法に基づくサービス : 児童発達支援、放課後等デイサービス、障害児入所施設

変更指定日は、毎月1日を基本とします。**変更指定申請書は変更する月の前々月の末日までに提出**してください。

必要書類は栃木県ホームページをご覧ください。